

京都市上下水道局職員給与規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程18号

京都市上下水道局職員給与規程等の一部を改正する規程
(京都市上下水道局職員給与規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第37条の8第1項及び第37条の10第1項各号列記以外の部分中「補佐」を削る。

第10章の次に次の1章を加える。

第10章の2 臨時的任用職員等の給与
(臨時的任用職員等の給与)

第43条の2 臨時に任用される者その他別に指定する職員(以下「臨時的任用職員等」という。)の給与については、前各条の規定にかかわらず、前各条に規定する職員の給与の水準を超えない範囲内において別に定める。

2 臨時的任用職員等に対しては、一般職員の例に準じて、第19条の4、第20条、第22条、第35条、第37条の2、第37条の4及び第37条の6に規定する種類の手当を支給する。

3 臨時的任用職員等に対しては、その職務の内容、勤務の状況その他の事情により、一般職員との均衡を考慮して、前項の手当のほか別に定めるところにより別に定める手当を支給することができる。

第44条第2項中「補佐」を削る。

別表第7を次のように改める。

属する職務の級	支給額	
	再任用職員以外の職員	再任用職員
6級	45,400円	36,200円
7級	50,000円	39,500円
8級	55,200円	44,800円

(京都市上下水道局職員勤務規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局職員勤務規程の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分、第8条第1項各号列記以外の部分及び第21条の2第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第22条第2項中「日を」を「1日又は半日を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特に必要と認めるときは、1時間を単位として承認することができる。

第23条を第25条とし、第22条の3の次に次の2条を加える。

(会計年度任用職員の勤務時間等)

第23条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（同項第1号に規定する職員（以下「1号職員」という。）にあつては、1週間当たり35時間を超えない範囲内において、管理者が定める時間数）とする。

2 会計年度任用職員の超過勤務については、常勤職員の例による。

3 会計年度任用職員の休憩時間及び休日については、常勤職員との均衡を考慮して管理者が定める。

4 前項の休日のほか、管理者は、1号職員について、別に勤務を要しない日を設けることができる。

5 会計年度任用職員の休日等の振替え及び休暇については、常勤職員との均衡を考慮して管理者が定める。

(臨時的任用職員の勤務時間等)

第24条 臨時的任用職員の勤務時間、超過勤務、休憩時間、休日及び休日の振替えについては、常勤職員の例による。

2 臨時的任用職員の休暇については、常勤職員との均衡を考慮して管理者が定める。

3 前2項の規定にかかわらず、管理者が定める臨時的任用職員の勤務時間その他必要な事項については、前2項の規定との均衡を考慮して管理者が定める。

別表第3（第18条関係）死亡した者の欄中「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を削る。

(京都市上下水道局被服貸与規程の一部改正)

第3条 京都市上下水道局被服貸与規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(臨時的任用職員を除く。)」を削る。

第8条を削る。

(京都市上下水道局要休養職員取扱規程の一部改正)

第4条 京都市上下水道局要休養職員取扱規程の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「職員」の次に「及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を加える。

第4条第2項中「保健所その他の医療機関(以下「」及び「」という。)」を削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)